

## 日本国憲法にみる基本的人権

基本的人権の享有	* 侵すことのできない永久の権利	(憲法第11条)
	* 不断の努力による保持 * 濫用の禁止 * 公共の福祉のために利用する権利	(憲法第12条)
個人の尊重	* 生命・自由・幸福追求権 (公共の福祉に反しない限り)	(憲法第13条)
法の下での平等	* 人種・信条・性別・社会的身分・門地による無差別	(憲法第14条)
	* 貴族制度の廃止 * 栄典の授与一代限り	
自由権	* 奴隷的拘束・苦役からの自由	(憲法第18条)
	* 思想・良心の自由	(憲法第19条)
	* 信教の自由	(憲法第20条)
	* 集会・結社・表現の自由 * 通信の秘密	(憲法第21条)
	* 居住・移転・職業選択の自由 (公共の福祉に反しない限り)	(憲法第22条)
	* 外国移住・国籍離脱の自由	
	* 学問の自由	(憲法第23条)
	* 婚姻の自由	(憲法第24条)
	* 財産権の不可侵	(憲法第29条)
* 司法作用からの自由	(憲法第31条・ 第33条～第39条)	
受益権	* 請願権	(憲法第16条)
	* 賠償請求権	(憲法第17条)
	* 刑事補償請求権	(憲法第40条)
	* 裁判請求権	(憲法第32条)
社会権	* 生活権	(憲法第25条)
	* 教育を受ける権利	(憲法第26条)
	* 勤労の権利	(憲法第27条)
	* 勤労者の団結権・団体交渉権・団体行動権	(憲法第28条)
参政権	* 公務員任免権	(憲法第15条)
義務	≠ 納税の義務 ≠ 勤労の義務 ≠ 教育の義務	(憲法第30・27・26条)

出展：交野市HP <https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2011080800112/>